

鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議

議事次第

日 時：平成30年11月16日(金)

15:40～16:10

会 場：鳥取県庁第二庁舎

4階第22会議室

1. 開 会

2. 挨拶

鳥取県 県土整備部 次長兼県土総務課長 谷 和敏

一般社団法人鳥取県建設業協会 会長 山根 敏樹

3. 議 事

①建設企業による社会保険加入に向けた取組事例の紹介

一般社団法人鳥取県建設業協会 副会長

株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二

②「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)の説明

国土交通省 中国地方整備局 建設産業調整官 周藤 重吉

③「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)の読み上げ

一般社団法人鳥取県建設業協会 副会長

大和建设株式会社 取締役社長 由宇 正実

④「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」の採択

4. 閉 会

以 上

【 配布資料 】

議事次第(本紙)

「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」について…………… 1

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)及び「宣言書」 …… 2～3

「社会保険加入状況調査結果について」及び「社会保険加入状況の推移」 …… 4～5

「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」及び「宣言企業」の募集と「取組
企業等のPR支援」について …… 6～7

「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」について

（名称）

本会議は、鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議（以下、「鳥取県地域会議」という。）と称する。

（目的）

これまで業界を挙げて進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険の加入の運動を定着させていくことが必要である。

社会保険の加入に積極的に取り組む企業が集まり、行動基準の申し合わせ等を行い、公平で健全な競争のもとで営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的とする。

（構成員）

鳥取県内に拠点を置く建設業者又は鳥取県内での施工実績を有する建設業者を基本とし、業界団体への加盟・非加盟は問わないものとする。

（主催者）

鳥取県、（一社）鳥取県建設業協会、（一社）日本建設業連合会中国支部、建設産業専門団体中国地区連合会、国土交通省中国地方整備局による共催とする。

（開催内容）

- 一 社会保険加入対策に関する先進的な取組を行っている建設企業（又は建設業団体）からの発表
- 二 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準（※）の採択
※ 行動基準（案） 別紙参照

（事務局）

鳥取県地域会議の事務局を国土交通省中国地方整備局建政部計画・建設産業課に置く。

（その他）

採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、リストアップを行い、地方整備局のホームページ等にて公表を予定。

(別紙)

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)

【元請企業】

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宣言書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月16日開催の「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

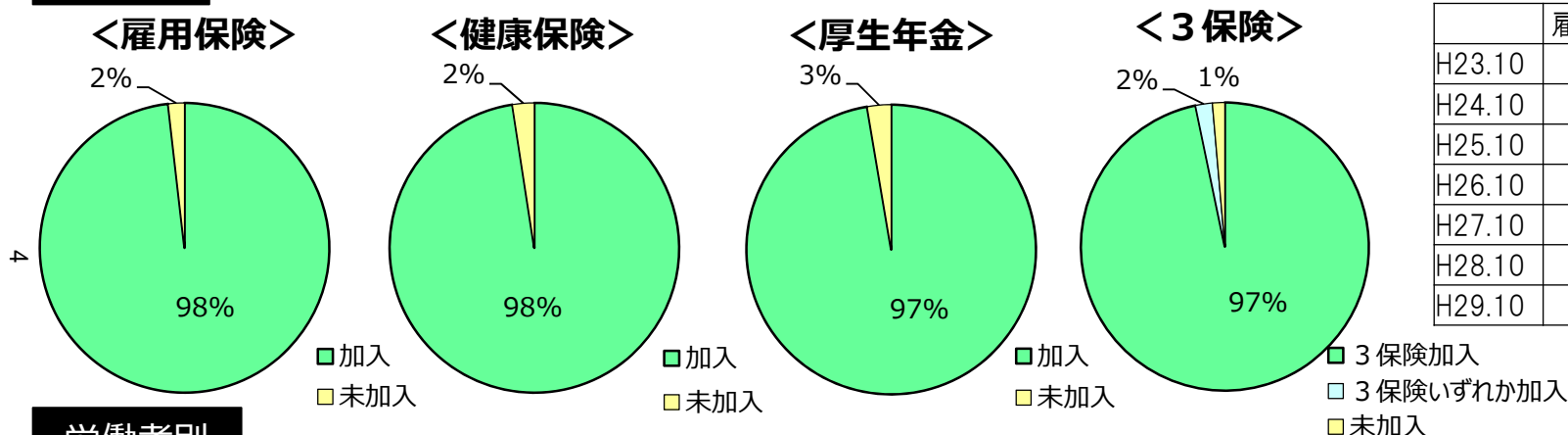
代表者名

所在地

社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査（平成29年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**健康保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.4%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では91%** [対前年度比+7.1%]、**健康保険では89%** [対前年度比+8.3%]、**厚生年金保険では86%** [対前年度比+8.3%] となっています。

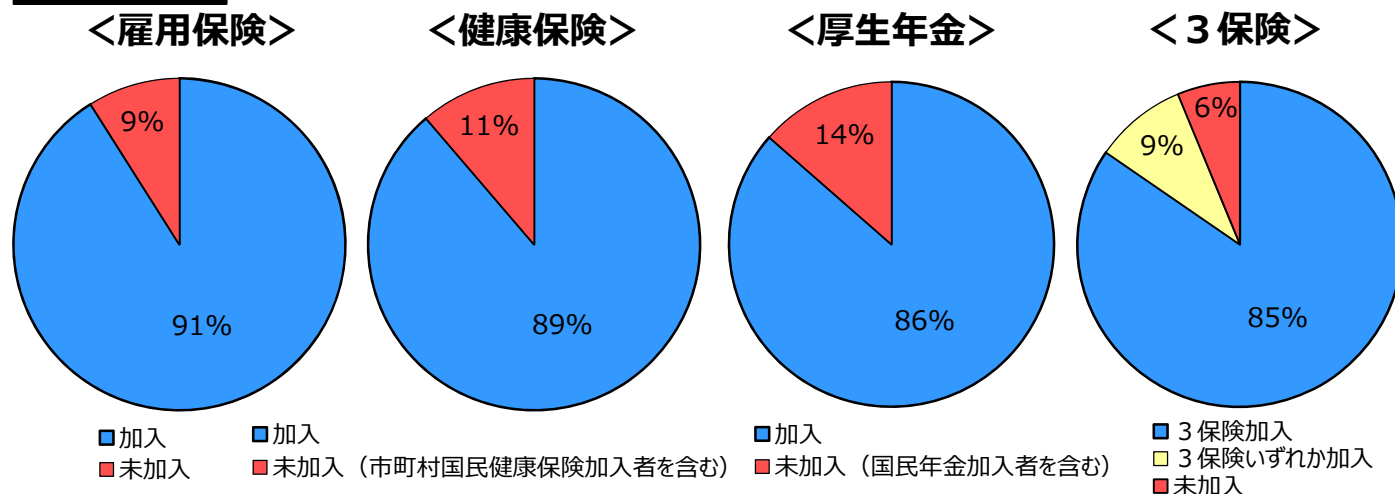
企業別



企業別・3保険別加入割合の推移

| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
|--------|------|------|------|-----|
| H23.10 | 94% | 86% | 86% | 84% |
| H24.10 | 95% | 89% | 89% | 87% |
| H25.10 | 96% | 92% | 91% | 90% |
| H26.10 | 96% | 94% | 94% | 93% |
| H27.10 | 98% | 97% | 96% | 96% |
| H28.10 | 98% | 97% | 97% | 96% |
| H29.10 | 98% | 98% | 97% | 97% |

労働者別



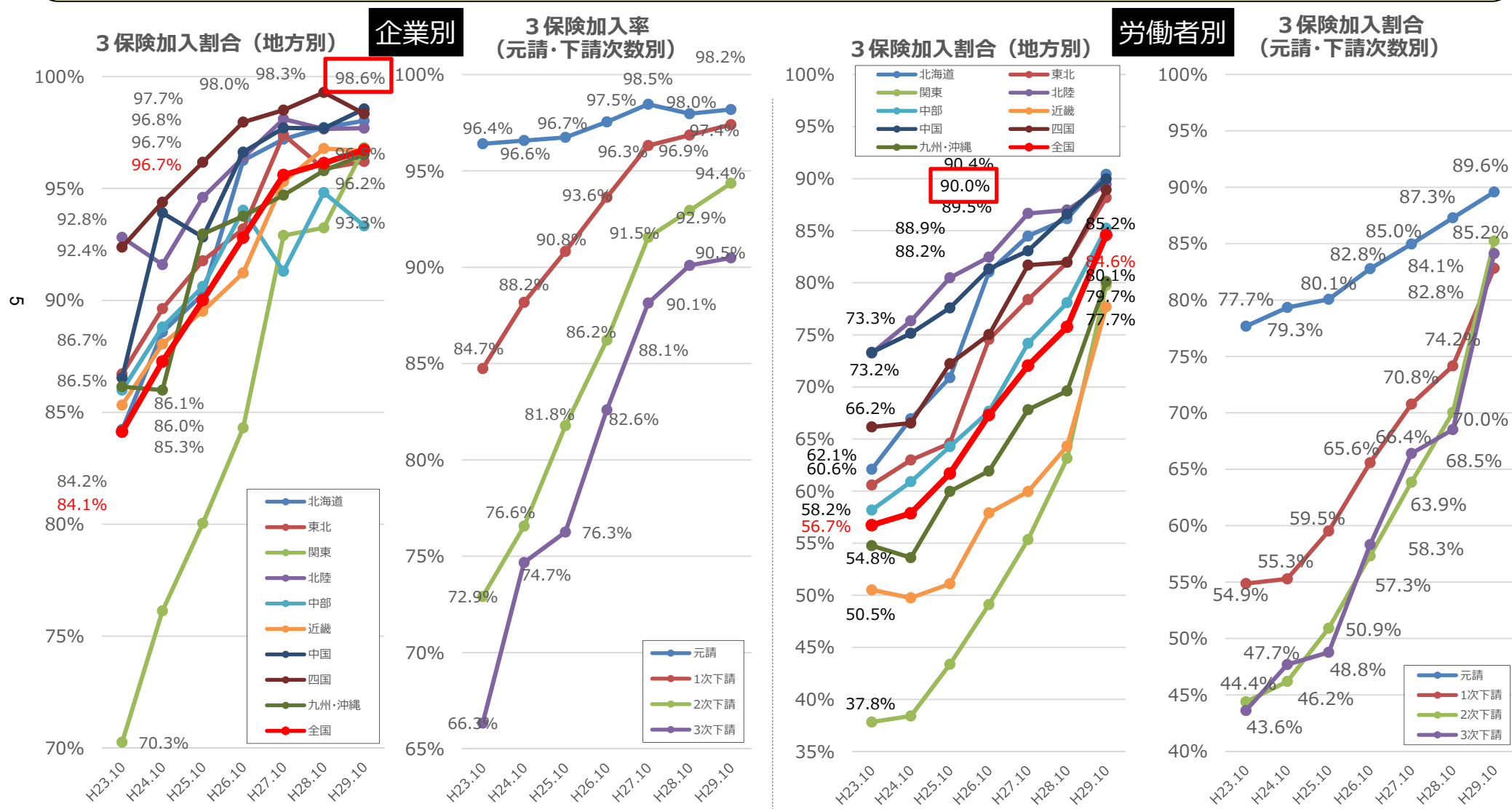
労働者別・3保険別加入割合の推移

| | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 3保険 |
|--------|------|------|------|-----|
| H23.10 | 75% | 60% | 58% | 57% |
| H24.10 | 75% | 61% | 60% | 58% |
| H25.10 | 76% | 66% | 64% | 62% |
| H26.10 | 79% | 72% | 69% | 67% |
| H27.10 | 82% | 77% | 74% | 72% |
| H28.10 | 84% | 80% | 78% | 76% |
| H29.10 | 91% | 89% | 86% | 85% |

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

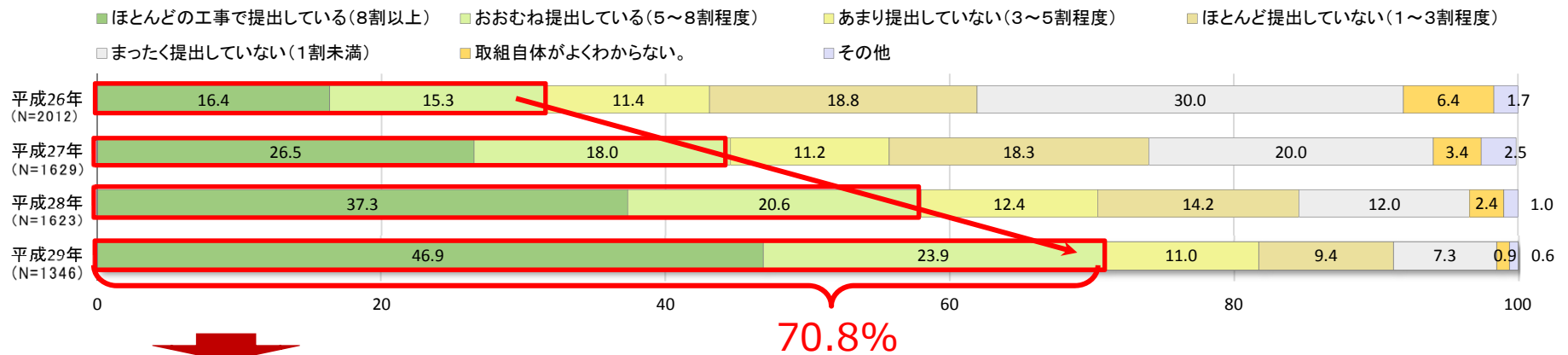
○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査、平成29年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあり、地方別及び次数別においても加入割合の差が縮まっています。



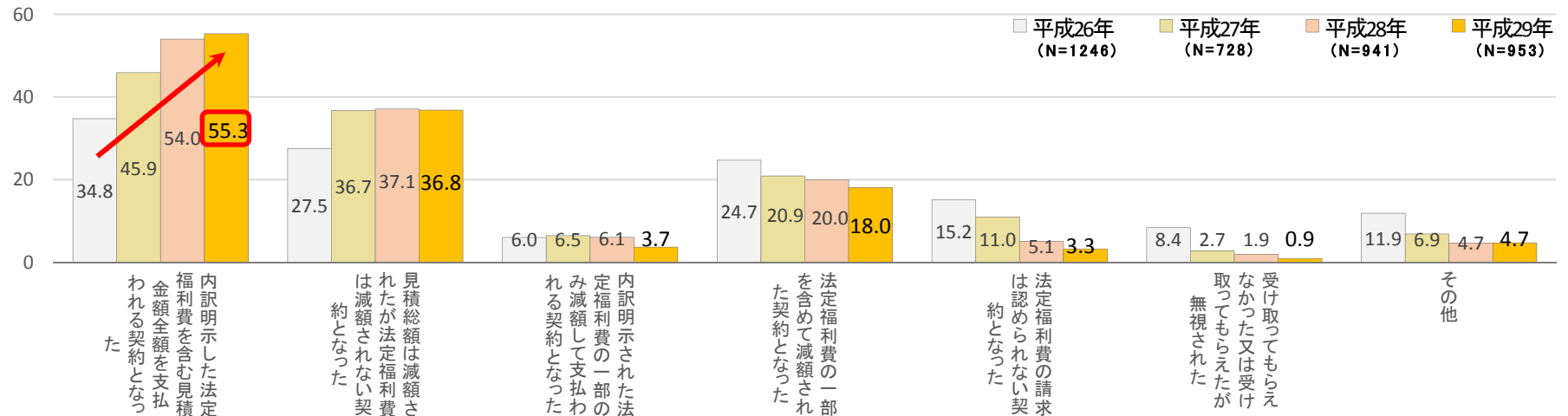
法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

- 建設業社会保険推進連絡協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成26年からアンケート調査を実施。
- 平成29年に実施した調査では、下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約7割で、昨年から約1.3ポイント増加。
- また、見積書を提出した結果、昨年から約1ポイント増の約55%が「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額を支払われる契約となった」と回答。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>



<標準見積書を提出した結果（下請企業への質問）>



『宣言企業』の募集」と「取組企業等のPR支援」について

本日、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されましたら、11月19日（月）以降、中国地方整備局ホームページ等にて、この行動基準を遵守することを宣言頂ける企業を募集します。

募集の対象者：鳥取県内に拠点を置く建設企業
鳥取県での施工実績を有する建設企業

宣言方法：別紙の「宣言書」に、日付、会社名、代表者名、所在地を記入頂き、中国地方整備局にFAXをお願いします。

送付先：平成30年12月19日(水)迄に「宣言書」をお送り頂いた建設企業の名称につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として、翌年1月上旬頃に中国地方整備局のホームページ等にて公表することを予定しています。

◆宣言先◆

中国地方整備局建政部
計画・建設産業課 森本、大田
FAX 082-511-6189
(直通)

見本 宣言書
『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

先請企業として

1. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
2. 下請企業に発注する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
3. 貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、内閣府が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
4. 本行動基準は、社会保険加入促進宣言企業として、下請企業に付与する権利を行使すること。
5. 本行動基準は、法定労働時間内での就業を前提とし、法定労働時間外での就業は、個人が任意で決定すること。

下請企業として

6. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
7. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
8. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
9. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
10. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
11. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。
12. 本事業に参画する際は、貴社が実施する事業に本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。

印字：平成30年11月19日以前に本行動基準を適用し、社会保険加入促進宣言企業として参画する場合は、本行動基準を適用し、中心で取り組むこと。

氏名 姓 名 _____
姓 名 _____
所 在 地 _____

「宣言書」は、
貴社の営業所窓口等
で掲載して頂くことも
可能です。

◆その他のPR支援◆

国土交通省では、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、支援する方向です。

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットの提供をいたします。

ポスター（A2版）



ステッカー（直径10cm）



※取組事例を紹介いただいた企業には、右のステッカーを提供しています。

電子フォーマット



※名刺等の印字用として活用いただけるpng形式の画像ファイルも用意。

《活用イメージ》

